

第163回福島県都市計画審議会

日時 平成25年1月29日(月)

時間 午後1時30分より

場所 杉妻会館 3階 百合

(司会)

定刻通り第163回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の早坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴人の方々に申し上げます。お配りいたしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して審議会を傍聴されますようお願いいたします。

次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

1番目に次第、2番目が議案書、3番目がカラーA3版縦の説明図、4番目が計画図及び資料。これをまとめて配布しております。

それでは議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第五条に基づき、審議会の議長は会長がこれにあたることとなりますので、会長の山川充夫委員にお願いしたいと思っております。山川会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、ご発言の際に議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力頂きますようお願いいたします。それでは議案書の目次をお開き願います。本日は、議案3件、報告事項1件を予定しております。

議案書の1ページをご覧願います。本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました、第1944号「相馬都市計画緑地の変更について」、第1945号「相馬都市計画道路の変更について」、第1946号「相馬都市計画河川の決定について」であります。なおこの三件につきましては、全て東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号の規定に基づく議案となっております。

次に出席委員数をご報告いたします。現在は16名であります。1名遅れて参りますので、その委員の方が来られますと17名ということになります。うち代理出席者は6名でございます。これは、福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に議事録署名人を定めたいと思っておりますが、これは慣例に従いまして、議長から指名させていただきますということによろしいでしょうか。

(異議無し)

(議長)

それでは御異議ないということでございますので、御指名申し上げます。
7番の加藤満喜子委員、19番の山口乃子委員。このお二方をお願いいたします。
それでは議事の審議に入らせていただきます。まず議案第1944号の「相馬都市
計画緑地の変更について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。県都市計画課の諏江でございます。今回の議案3件は、相馬都市計画区域の
うち新地町の復興に関する議案となりますので、まず被災の状況と都市計画決定する
施設の位置関係等について説明し、その後議案について説明させていただきます。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。皆様にはお配りしておりませんが、こ
れは被災した沿岸部の一部の写真です。左手前に見える建物が新地町役場で、役場は
被災しませんでした。すぐ近くまで津波は迫ってありました。右上に見えるのが釣
師浜漁港で、その背後の市街地はほぼ全滅という状況です。役場の川を挟んで左側にも
家屋が広がっていましたが、こちらもほぼ全壊している状況で、この場所は新地
町で土地区画整理事業を予定している場所でございます。

次の写真は左上が津波来襲時の写真です。右上が被災した漁業協同組合の建物で、
骨格だけ残っている状況です。左下がJR常磐線の新地駅と車両。右下ががれきの散
乱している状況です。

つづいて、お手元のA3版の説明図をご覧ください。これは新地町の沿岸部の図面
です。中央左側に国道6号と新地町役場、右側が太平洋でございます。上の地形図が切
れているところが県境で、これより北は宮城県になります。中程の南北に走ってい
るのがJR常磐線で、点線は復旧により移設する予定の場所となり、新地町が整備する
土地区画整理事業の中に新しい駅が出来る予定です。

左下の写真は上空から撮影した写真で、左中程の木の写真の場所が少しだけ高くな
っておりまして、この高台と新地町役場周辺以外は全て浸水し、右側の白くなってい
るのが市街地で家屋があったところでした。

新地町の復興まちづくりは、下のイメージ図にあるように海岸堤防、防災緑地、か
さ上げた道路等の整備と、高台への集団移転や地盤の嵩上げを行う土地区画整理事
業による住宅地整備を予定しております。

今回、ご審議いただく都市計画決定案件は、名称を赤字で引き出ししております。
上から、青色が河川で1号三滝川、緑色が防災緑地で4号埴浜防災緑地、黄色が道路
で、東西に短いのが3・6・121号樋掛田浜田線、南北に長いのが3・6・120号浜畑磯
山線です。茶色が防潮の施設、いわゆる海岸堤防で、今回新地町で都市計画決定する
予定です。黄緑色が新地町で整備する防災緑地で、これも今回新地町で都市計画決定
する予定となっております。

なお、先程話しました点線表示のJR常磐線につきましては、3月の都市計画決定に向けて準備を進めているところでございます。これは福島県決定となります。以上が今回都市計画決定する施設の全体概要でございます。

引き続き、議案第1944号相馬都市計画緑地の変更についてご説明いたします。議案書の説明の前に、スクリーン及びお手元の資料にて説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。議案第1944号相馬都市計画緑地の変更について、でございます。

2ページをご覧ください。案の内容は4号埴浜防災緑地の追加となります。

3ページをご覧ください。都市計画の総括図でございまして、赤表示の部分が今回決定する緑地です。先程のA3版の大きな図面では緑表示の部分になります。その他着色してあるのは、震災前までに都市計画決定していた用途地域等でございます。黒の点線で囲んでいる区域が土地区画整理事業予定範囲です。

4ページをご覧ください。計画図でございまして、今回決定する4号埴浜防災緑地の区域を示しております。上の海岸堤防背後の大きなエリアと下の河川背後の小さなエリアの2つを合わせて、面積が約24.5ヘクタールになります。

5ページをご覧ください。防災緑地の断面図です。上のA-A'断面は、海岸堤防の背後に管理用の通路をはさんで、高さがT.P.+8.2mの緑地、さらにその背後に盛土高さ約2m程度のマウントを配置し、植林する予定となっております。この場所での全体幅が約230mになります。下のB-B'断面は、砂子田川の背後の断面です。砂子田川の右側が新地町で整備する釣師防災緑地です。ここで幅は120mとなっております。

以上が、防災緑地の資料での説明です。引き続き、議案書で議案を説明いたします。議案書の2ページをお開き願います。

議案第1944号相馬都市計画緑地の変更について。都市計画緑地に4号埴浜防災緑地を次のように追加する。名称は4号埴浜防災緑地でございます。位置ですが、相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜、字西田、字埴南浜田、相馬郡新地町谷地小屋字中浜田、字北畑で、面積が約24.5ha。防災緑地でございます。区域は計画図表示のとおりでございます。

理由でございますが、新地町は、市街地が広範囲にわたり東日本大震災による津波被害を受けた地区であり、海岸部に整備予定の海岸堤防や市街地部の避難計画と合わせて、津波の減衰効果、漂流物の捕捉効果を発揮する防災緑地を整備し、多重防御により津波からの防災性の向上を図るため、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。

参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況でございますが、縦覧期間が平成25年1月8日～平成25年1月22日まで。意見書の提出はございませんでした。

意見書はございませんでしたが、事業実施に際しての要望書が提出されておりますのでご紹介させていただきます。

2件ありまして、一つが、防災緑地の予定地の中に墓地があり、墓石が流出してし

まい、皆で探したものの未だ見つからない墓石が多数あるということで、防災緑地の盛土を実施する前に、墓石等の搜索に配慮して欲しいというものです。もう一つが、海岸沿いにあった防潮林が津波で流出してしまったのですが、一本だけ残った松の木が一角にあるので、その松をぜひ残して欲しいというものです。

墓石の搜索につきましてはどこまでできるかということとはございますが、松の木を残すということについては、事業実施に当たって検討していきたいと思っております。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。それではご質問いただきたいと思います。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。地元の方にはどうですかとご意見伺いました。新地町は大きな町ではありませんので、大変大きな被害を受けて、これから復興に向けた財政の仕事もあるという中でどうだろうかと聞かれたのは、防災緑地そのものが作られることについて異議あるものではないけれど、これが整備された後に町に移管されることがあるのかと。かなり面積が大きいものですから、緑地そのものとしての維持管理が相当大変になってくるのではないかと心配されて、その点確認して欲しいという要望が寄せられておりますので、県としての考え方を確認しておきたいと思えます。

(事務局)

将来の管理のことだと思いますけれども、現在は県で整備する防災緑地を町に移管するということは考えておりません。ただ、その管理をどのようにしていくかということについては確定しておらず、新地町とこれから協議するところでございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、管理については町の方に委託をするということもあり得るということですか。

(事務局)

今の段階では県で管理することとしております。

(17番 宮本委員)

わかりました。

(議長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(1番 土方委員)

1番の土方です。4号の埴浜防災緑地が2つに分かれているのですが、その間の部分はどのようになっているか、技術的なことを教えて頂きたいと思います。

(事務局)

今程の質問は大きな防災緑地と小さな緑地の間に抜けている区間があるということかと思いますが、その南側に砂子田川が流れてございまして、まず砂子田川の堤防につきましては、海岸と同じく T.P. +7.2m で整備される予定です。ですから、その河川堤防でそこは塞がれるということになります。その背後ですが、それは現在、震災前のいわゆる農地からの排水が集まり、自然に海に流れないものですから排水機場がございまして、そこの排水機場の遊水池となっていたところです。ここは、その機能を確保するために遊水池として残す予定です。そしてその背後の小さい方の防災緑地によって、大きな津波に対しては一定の低減効果を持たせるという構造になってございます。

(1番 土方委員)

結構レベルが下がっているということですね。防災緑地としての効果みたいなものは大丈夫なのですか。

(事務局)

その遊水池は当然低くなっております。大きな方と小さな方の防災緑地の2つの組合せで、この形状でもって津波のシミュレーションを行っており、背後の宅地に浸水させないような結果となっております。

(1番 土方委員)

シミュレーションをしているのですか。

(事務局)

都市計画課長鈴木ですが、私から補足させていただきます。この防災緑地のすぐ南側に砂子田川という河川があり、その河川の計画が記載されていないので分かりにくいのですが、海岸堤防から連続して河川の両岸に堤防が出来ます。間が抜けておりますが、そこに河川の左岸側として堤防が出来て、T.P. +7.2m の高さで閉める。その背後に連続して防災緑地を整備できればいいのですが、先程話しましたように、そこで図面の西側の方から流れ込む農業用水の排水をまとめて受けて排水機場で海に放流しておりますので、そこを埋めてしまう訳にはいかないため、そのまま遊水池として残すという計画にしております。そして海岸堤防を T.P. +7.2m で閉めて、現在の遊水池をそのまま活用するという形状の計画でシミュレーションを行い、支障無いという検討結果が出ているため、このような計画にしております。

(1番 土方委員)

防潮堤はT.P.が7.2mで、防災緑地は1m上げた8.2mですね。

(事務局)

そうです。

(1番 土方委員)

すると、その部分だけやっぱり7.2mとなる。

(事務局)

確かに1mはその他のT.P.に比べれば低くなりますが、津波の向き等を考慮し、防災緑地を若干重ねて配置する計画になっておりますので、その配置のシミュレーションで津波が来ないという検討結果が出ております。

(1番 土方委員)

分かりました。

もう一点。直接は関係ないと思いますが、その防災緑地によって集団移転する住戸数を教えて頂きたいことと、その住戸の方々が移転する場所と、あと新駅周辺で実施する区画整理の、集団移転との関わりと伺いますか、どのように移転するのか教えて下さい。

(事務局)

大きな方の防災緑地の区域の中に家屋が55戸ございます。そのうち41戸が集団移転で高台に移るということで、図面の左側にある高台の場所に一部の方、さらに国道6号よりも西側の方に防災集団移転予定地がございまして、今回埴浜防災緑地の区域で被災して、この2つの地域に集団移転する方が先程の41名です。その他の方は自主再建ということで予定しているところでございます。

(1番 土方委員)

すると、直接土地区画整理やっている場所とは関連がない。

(事務局)

同じ数字となりますが、区画整理の中にも元々55戸がございまして、それがほぼ全壊ということで、区画整理によりその方の復旧と、詳細については現在検討中ですが被災者のための公営住宅等も予定してございます。埴浜防災緑地の方が区画整理区域に移転するということは聞いておりません。

(1番 土方委員)

かなり広い土地区画整理事業だと思うのですが、大体どの程度の規模なのか。

(事務局)

面積は23.7haで、区域については、新地町におきまして昨年11月に都市計画決定してございます。また、詳細な配置計画や規模等の事業計画は現在作成中と聞いております。

(1番 土方委員)

私は土地区画整理が専門で、土地利用等このような計画との関わりが気になるのですが、復興計画を見てもその辺の人口の想定がないので、新地町自体は将来の想定する人口というのはどのように考えているのか。

また、被災を受けている場所はどこも元々人口減少地帯なわけで、将来に禍根を残すような過大な開発というのは少し好ましくないと思っておりますが、こういう開発等については妥当ということで進めていると考えてよろしいですね。

(事務局)

事業主体は新地町でございますが、そういうことも含んで計画しているものと考えております。

補足させていただきますが、土地区画整理事業のエリア、先程申し上げたように23.7haで都市計画決定しておりますが、全て住宅地として考えている訳ではなく、A3版の説明図で申しますと、駅の東側の部分については工業系の候補地として、町の活性化のために会社・工場等を誘致していきたいと考えております。それから駅の周辺については、商業ですとか行政関係の施設的な業務系のものを考えております。

また、左の方に黒い線で国道6号が表示されておりますが、その周辺には防災拠点施設的なものを考えております。その残りが住宅地で、区画整理エリア内で被災した55戸の住家をここに再建することと、それとは別に災害公営住宅等も考えているということや、先程の話ですが、防災集団移転の事業の中に参加しない方の受け皿にもなりうるという計画で都市計画決定させていただいているという状況です。

(議長)

よろしいですか。

(19番 山口委員)

19番山口です。大変広い面積なのですが、盛土と書いてありますけど、この土はどの辺から持って来るのでしょうか。十分あるんですか。大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

検討している防災緑地で約30万m³土量が必要となっておりまして、例えば次の

議案の道路等でも盛土になりますが、現在土が足りない状況ですから、確保するための方策について現在調整中でございます。

(議長)

議長から確認したいんですが、遊水池になっている場所の内側の、水田だと思っんですけど、ここにも堤防ありますね。津波が来たときのシミュレーションをされていると言われたのですが、狭いとはいえ、津波が入ったときにここは一定の堤防の高さがありますね。

(事務局)

既存の遊水池を囲む形で堤防がございます。

(議長)

もうひとつ。説明図の上の埴浜防災緑地は県が決定し、その下の釣師防災緑地は町が決定するということですが、これはどういう違いがあるのですか。同じ防災緑地で町が決定するのと県が決定するのとで分かれていますか。

(事務局)

県が設置する場合は10ha以上が県決定、県が設置する場合でも10ha未満は町が決定となります。町が設置する場合は、全て町が決定となっております。

防災緑地の事業は、県と市町村どちらも事業主体になることができます。国土保全という観点も含めて、県が全て整備を行う海岸堤防と一体となって背後地を保護するという観点から、多くの場合は県が事業主体となっております。

この新地町の釣師防災緑地については、新地町で公園施設等の配置の指定を要するという計画目標を持っているため、当初から新地町が議論主体となることで進めてきたという経緯でございます。

(議長)

基本的には広さが違うということ。10haというのがひとつの基準になる。

(事務局)

県が事業をする場合は10ha以上が県決定ということ。町が事業をする場合は面積が広くても町決定ということ。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。今議長も話されたように、面積的にいうと当然県が整備してもいい位の面積があると思います。しかしここを町が防災緑地として整備するとしている。その後の管理も含めると金額が大変だと思います。

県に実施してもらった方がいいのではないかという気がするのですが、町が独自にやりたいというのは、県が整備する内容と町が整備する内容で、町がやりたいことを県にお願いした場合に、思うようにしてもらえないことがあって町が独自にやりたいという話になったのか。この辺はどのような経過なのでしょうか。

(事務局)

今程委員からお話あったようなことはございません。県だと出来ないからということではなく、この防災緑地を誰が施工するかとなった時に、海岸堤防と一体となって背後地を防御するという観点で県が進めているというものが多いのですが、釣師防災緑地については、その機能以外に公園施設、ブランコ等そういうものをまちづくりとして作っていきたいという意図が新地町にあり、そうであれば県ではなく新地町が整備した方がいいのではないかということで、このエリア一角は全部新地町で施工するように進めてきたという経緯がございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、県が整備する防災緑地というのは、決まった規格でしかやりませんということになって、もう少しその中に色々な機能を持たせたいという場合には、町が自由にやった方がいいということになってしまうのですか。

(事務局)

防災緑地はあくまで最大クラスの津波が来襲したときに、低減効果とか捕捉効果というのを第一の目的に作るものでございます。ただ千年に一度というような津波だけではなく、日常利用ということも焦点になると思いますが、人をシャットアウトすることではなく、何らかの利用というのはこれから考えていくとしておりますが、公園とかブランコ等の整備については、防災緑地としての機能を損なわない範囲ということが必要になってきますので、現在この中に設置する予定はございません。

(17番 宮本委員)

防災緑地ですので津波の威力を抑えるというのが一番の目的だと思いますが、まちづくりと一体ですので、津波の被害を抑えながらもこの中にどういう機能を持たせるかというのは、やはり町と地域の要望も聞きながら一緒に整備できた方が私は良いと思うんですね。だから、ここだけではないけれど、防災緑地の作り方・考え方としてそれ以外の機能を持たせたいというときには、なるべく地域の要望に添えるようにもう少し柔軟に対応できることも検討すべきではないかと思いますが、県がやる場合にその余地があるのか無いのかが話を聞いても今ひとつよく分からないのですが。

(事務局)

土木部で復興・まちづくりを担当しています部参事の長谷川でございます。

防災緑地の使い方ですが、決して規格的に県の方で計画をそのまま進めるという考えではございません。この場合はたまたま新地町がこの場所を積極的に活用していきたい、計画から考えていきたいということで町施工になっておりますけども、ここを含めて全ての防災緑地で地元の方々とワークショップを立ち上げまして、その中でどのように利用していくか、それから景観的にも地域に対して大きな影響を与えますので、どのような結果にしていくかというのを話し合いながら、共に育てていくような緑地になればということでワークショップ等を通じて進めていくと考えているところです。

(議長)

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

議長ですけども、防災緑地は国の補助でやるわけですよ。補助率は100%ですね。したがって、県がやろうが町がやろうが、防災緑地ということになると100%だと。けどそれを町としてもう少し何か別の利用をしようというときには、例えばブランコ等を作ろうというときには、防災緑地の目的の範囲の中で、町が独自にそこをプラスアルファとして入れていくという理解でいいですか。

(事務局)

まちづくり推進課長の阿部でございます。基本的に、防災緑地は復興交付金の制度を使って整備するということですので、実質裏負担ゼロとなります。これは市町でも県でも変わりません。

防災緑地というのは、津波の低減効果を果たすというのが大きな目的ですので、そこに緑以外のものを設置するということはあまり想定していない。管理用通路であるとか散策路等、あるいはちょっとした東屋等の休み場所、またベンチというのが最低限ということ、それを目的としたものであります。

それ以上に何かやろうとすれば、それは事業主体が他の補助等で実施する場合がありますかどうか分かりませんが、先程説明しましたように、福島県全体で防災緑地10箇所を要請していて、そのうちのこれは1箇所ですけれども、長さにして13kmを超える延長分を、沿岸の津波で被災した所を全体的に守ろうということであって、地区毎にその使い方使われ方は様々だと思っておりまして、地元の方々あるいは専門家の方々に入っただきながら、マネジメントをどうしていくかが非常に重要と思っております。広大な面積ですので、その使い方等については地元の方々と常に議論しながらやっていくことが大事と思っております。特にこの防災緑地の場合は、先程説明したような経過の中で町施工ということになりましたし、その背後に控える土地も含めて様々な活用をしていきたいという新地町の思いの中で、町施工というのが一番適切だろうという判断に基づいております。

(議長)

はい。経過が分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、他にも意見ないということですので、議案第1944号についてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(議長)

「ご異議無し」と認め、議案第1944号「相馬都市計画緑地の変更について」は原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第1945号「相馬都市計画道路の変更について」ということですので、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは議案書の説明の前にスクリーン及びお手元の資料で説明いたします。

資料の6ページ、議案第1945号相馬都市計画道路の変更について。

7ページをご覧ください。内容ですが、2つの道路を追加するもので、1つめが3・6・120号浜畑磯山線の追加、2つ目が3・6・121号樋掛田浜田線の追加でございます。

8ページをご覧ください。総括図になります。右側が北になっております。この図面で横に長い道路が浜畑磯山線、縦に短い道路が樋掛田浜田線です。交わっているところが交差点となります。

9ページをご覧ください。浜畑磯山線の計画図です。左側が起点で、右側が終点になります。延長が約5,340mです。元々県道が沿岸部を通過して宮城県まで伸びておりましたが、震災により被災しました。左の起点側から地表式、嵩上げ式、地表式となっている直線の部分は、この県道を復旧する形となります。そこから西側、図面上に向かってカーブしてまた直線になりますが、ここは全て盛土構造の嵩上げ式となり、直線部分はJR常磐線の線路があった土地を利用して道路とするものです。

10ページに概要を記載しております。道路規格が3種3級、設計速度50km、計画交通量が3,316台、車線数が2車線です。

上のA-A'断面は、場所は9ページを見ていただきたいと思います。一部海岸堤防が無い区間がございます。波浪等により波が来た場合でも道路が被災しない構造となっております。下のB-B'断面は高盛土となる直線部分ですが、沿道の農地等の利用に配慮して両側に側道を配置しております。

起点から樋掛田浜田線の交差点までは片側に歩道を設置する幅員10mとし、交差点から終点までの区間は歩道を設置しない幅員8mの計画となります。

標準断面A-A'断面ですが、波返しの構造部分高さをT.P.+7.2mと表記してございますが、正しくはT.P.+4.5mです。失礼しました。

11ページをご覧ください。こちらは樋掛田浜田線の計画図です。起点が図面上、下が終点です。延長が790m。ここも元々道路が通っていたところで、交差点の部分は以前JR常磐線の踏切がございました。今回常磐線が少し内陸に移設しますが、道路

が鉄道の上を跨ぐ立体交差となります。

12 ページに概要を記載しておりますが、計画交通量は1,384台、2車線で、11ページの計画図上側の160mは両側歩道となり幅員12m、残りの区間は片側歩道で幅員は10m。この断面は片側歩道の10mの断面です。

以上が資料での説明です。引き続き議案を説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。議案第1945号相馬都市計画道路の変更について。都市計画道路に3・6・120号浜畑磯山線ほか1路線を次のように追加する。1つ目ですが、種別が幹線街路。名称が3・6・120号浜畑磯山線。起点が相馬郡新地町今泉字浜畑から相馬郡新地町大字埴木崎字磯山でございます。経由地としまして、相馬郡新地町小川字浜田。延長が約5,340m。車線の数が2車線、幅員が10m。構造形式の内訳ですが、相馬郡新地町大戸浜字南中磯塩入から相馬郡新地町大戸浜字小沢北までの1,300mが嵩上式で幅員が10m。相馬郡新地町大戸浜字前田上から相馬郡新地町大字埴木崎字磯山までの3,440mが嵩上式で幅員が8～10m。残りの区間が600mで、地表式で幅員が10mでございます。

2つ目ですが、種別が幹線街路。名称が3・6・121号樋掛田浜田線。相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田から相馬郡新地町小川字浜田までの約790mで2車線。幅員が10m。構造形式は全て嵩上式となっております。区域は計画図表示のとおりです。

4ページをご覧ください。理由ですが、新地町は市街地が広範囲にわたり東日本大震災による津波被害を受けた地区であり、海岸部に整備予定の海岸堤防や防災緑地、市街地部の避難計画と併せて整備する幹線街路として復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間は先程の防災緑地と共に平成25年1月8日～平成25年1月22日まで。意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

(議長)

それではご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(1番 土方委員)

1番の土方です。二つの都市計画道路の追加とあるのですが、そのうち樋掛田浜田線のことについて、2線堤ということでは長い方の都市計画道路は納得出来るのですが、この樋掛田浜田線の意味、目的についてももう少し詳しく聞きたいのですが。

(事務局)

A3版の縦の説明図をご覧ください。新地町の役場を含めた市街地から右側、その終点側には防災緑地を通過して釣師浜漁港とその上に海水浴場がございます。それらの漁港等沿岸部の利用のために道路が一本必要となっております。現在も道路があるところがございます。そのため、復興まちづくりがある程度完成した後で、漁港や海岸の方に行く道路が必要となります。

(1番 土方委員)

樋掛田浜田線の構造的なことを教えて欲しいのですが。どの位の高さとしているかわかりませんが、どの程度の勾配でこの長い道路に繋がっているのか。そのT.P.の大きさですが、どの辺までが高いままで交差しているのか。その構造的なことを教えて頂きたい。

(事務局)

市街地部から土地区画整理事業の方に一本道路が通る予定でございまして、そこには1m位の盛土でつながります。そこから交差点までは大体4%位。一番高いのがJRを越える所ですが、そこまで4%勾配でございまして、そこからまた4%位で下がってくるといふ高さになっております。

ちなみにこのJR部分の最も高い所はT.P. +13.6m位です。

(1番 土方委員)

13.6。交差点部ですね。先程T.P. +4.5mと言ったのは何ですか。

(事務局)

T.P. +4.5mというのは、A3版図面でいう相馬側の沿岸部を通過している無堤区間の道路の部分です。

(1番 土方委員)

すると、この追加する浜畑磯山線というのも場所によってはT.P.の高さが違うという意味ですか。

(事務局)

はい。最初に申し上げましたとおり、浜畑磯山線の相馬側から海沿いの区間につきましては、波が被らない程度に沿道を少し土盛りします。

(議長)

10ページではT.P. +4.5mと表示があるのですが、9ページではその表示が無いんですね。水面から同じ高さですつときているのか。少し高くなりそうだという説明がありましたが、例えばこのB-B'の所は標高で何mになるのか。そしてA-A'は訂正されてT.P. +4.5mという表示があるのですが、B-B'の場合、ここは一体T.P. +何mになるのか。

(事務局)

起点から大体4mから5m位ですから、この交差点が一番高くなります。交差点で約T.P. +12.3m位。

(1番 土方委員)

それは鉄道との関わりで。

(事務局)

そうです。先程の道路と平面交差になる予定です。

(1番 土方委員)

立体交差ではない。

(事務局)

鉄道は立体でございます。鉄道の立体を越えまして、交差点ではT.P. +12.3mになります。そこからこの直線部は、一番低い所でT.P. +8.1m位。途中で低くなり、また少し上がるのですが、勾配は大体1%位です。

(1番 土方委員)

相馬側は後ろが山だということで低いんですね。それで直線の部分は後背地に住宅地等があるので、そちらを守るためにちょっと高い。

(事務局)

守るためにといいますか、海岸の方に向かって何本か町道がございます、それを立体で越える大きさということで、現地盤の高さからは統一した高さになっております。

(1番 土方委員)

町道を下に潜らせるために道路を高くしたという意味ですか。

(事務局)

一番はJRを越えるところですが。

(1番 土方委員)

大体分かりました。

(議長)

2線堤ということの性格はあるんですが、最低どの位の高さが保証されているのか。それがT.P. +4.5m。

(1番 土方委員)

いや、直線部ではT.P. +8.3mなのです。沿岸部は背後が山なので、こちらは守る必要

がないという意味ですね。

(事務局)

はい。背後に山しかございませんので、道路としてその波が被らない程度で追加しています。

(議長)

そうすると、2線堤としては最低T.P. 何m必要になるのか。

(事務局)

今の件はT.P. +8.1m位ですけれども、あくまで2線堤として何m必要かというところで高さを決めている訳ではございませんので、結果としてそれを加味して防災緑地と合わせてシミュレーションを行い、高盛土等の効果があつて結果が出ているということでございます。

(議長)

そうすると、2線堤の場合の基準として最低これだけ必要だという基準はない。

(事務局)

今回整備します道路を2線堤にしてそこで津波を全部抑えるという発想にはなっていないので、特に水面から最低何mなければいけないという基準はない。

(議長)

なっていないので、特に水面から最低何mなければいけないという基準はない。

(事務局)

はい。結果として弱めることができるということです。

(議長)

ということですね。2線堤については福島県だけではなく他の県でもありますのでご質問等あれば。

(1番 土方委員)

すると、たまたま一番高い所を東西に走る都市計画道路を作らざるを得なかったということですね。

(事務局)

そういうことになります。

(1番 土方委員)

分かりました。

(議長)

JRの上を通るのでその高さになったということですね。それが2線堤としての役割を果たせばそれに超したことはない、こういう考えですね。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。この2つの都市計画道路は区画整理の所と接している訳なのですが、これは区画整理の中の一環としてやるのではなく、別な手法で道路整備すると考えていいですか。

(事務局)

はい。その通りでございます。

(議長)

他よろしいでしょうか。それでは、他にご意見なしということでございますので、議案第1945号についてご異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「ご異議無し」と認め、議案第1945号「相馬都市計画道路の変更について」は原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。

議案第1946号「相馬都市計画河川の決定について」でございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案書の説明の前にスクリーン及びお手元の資料で説明いたします。

資料13ページをご覧ください。議案第1946号相馬都市計画河川の決定について。

14ページをお開きください。内容は、1号三滝川の決定でございます。

15ページをご覧ください。総括図です。赤色の部分が今回決定する三滝川でございます。ここは、上の埴川と下の三滝川という2つの河川が合流して海に出ていくところで、少し特殊な形になってございます。

16ページをご覧ください。計画図でございまして、今回決定する三滝川の範囲を赤で示しております。

17ページで概要を説明しますが、この図面の左上から三滝川が、右上から埴川が流

れてきて合流しますが、通常の河川流量が少ない時は海の水位が河川より高いため、ここにある水門を閉めて隣の排水機場で海に排水します。洪水時等の河川流量が多いときは、水門を開けて自然に海に流す構造となっております。

最初の説明で海岸堤防を都市施設として新地町で決定する話をしましたが、この海岸堤防に接続する形で河川堤防を整備するもので、海岸堤防と一体となって都市計画決定しようとするものです。起点は海側の河口、終点が水門のところでございます。その延長が約200m。下が断面図です。堤防高さは海岸堤防と同じT.P.+7.2mです。幅は両岸の堤防敷までとしてございます。

以上が、河川の資料での説明です。引き続き議案書で議案を説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。議案第1946号相馬都市計画河川の決定について。都市計画河川を次のように決定する。名称が1号三滝川。位置でございますが、起点が左右岸とも相馬郡新地町大字埴木崎字磯山。終点が左右岸とも相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜。幅員が70～110m。延長が約200m。構造が堤防式で単断面式。備考としまして二級河川です。区域は計画図表示のとおりでございます。

理由ですが、三滝川は東日本大震災により津波被害を受けた区域を流下する河川であり、海岸堤防や防災緑地と一体となった多重防御により、津波からの防災性の向上を図るため、河川堤防の整備を行うにあたり、復興整備計画に記載し本案のとおり決定しようとするものです。

参考としまして、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況ですが、縦覧期間が平成25年1月8日～平成25年1月22日。意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

(議長)

それではご質問、ご意見をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは「ご異議無し」と認め、議案第1946号「相馬都市計画河川の決定について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次に報告事項に入りたいと思えます。次第の報告事項の(1)にあります、第162回福島県都市計画審議会に附議され、告示された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは議案書の6ページをお開き願います。第162回福島県都市計画審議会に附議された案件の報告でございます。第162回福島県都市計画審議会に附議された案件は次のとおり告示された。議案番号。議案第1935号相馬都市計画緑地の変更について。告示年月日平成24年11月30日。告示番号が福島県告示第577号でございます。以下、下から3番目、議案第1941号いわき都市計画河川の決定についてですが、それまでが東日本大震災復興特別区域法第48条第8項の規定による告示となっております。告示年月日は全て同じでございます。告示番号は本書に記載のとおりで

ございます。

その次、議案第1942号会津都市計画道路の変更について。こちらも告示年月日は同じ平成24年11月30日。告示番号が第576号。

一番下が議案第1943号県南都市計画下水道の変更について。告示年月日は平成24年11月20日。告示番号が第563号となっております。以上でございます。

(議長)

はい。ただいまの報告に関しまして、ご質問等があればいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日の審議事項は、以上でございます。他に事務局から何かありますか。

(事務局)

一点説明させていただきますが、今回の審議対象となった3件を含みます都市計画決定の案でございますが、今度の金曜日、平成25年2月1日に新地町の復興整備協議会が開かれまして、そこで都市計画決定案件が記載された復興整備計画というものを協議させていただきます、その場で協議が整えば、復興整備計画の公表を持って都市計画決定と見なされるということでございます。以上です。

(議長)

はい、何か。報告事項の件ですか。

(11番 荒委員)

11番荒です。関連するので最後にと考えたものですから。よろしいですか。

(議長)

発言の趣旨がよく理解できないのですが。

(11番 荒委員)

さっき出ました住民とのマネジメントが重要だという話と、土方先生もおっしゃっていたのですが、非常に高額な事業ですので、今後この事業が本当に重要だということを証明する必要があると思うんです。私自身も相馬市で6号線よりも海側に自宅があり、友人の自宅も流出しておりますし、だからこういうものが計画して頂けることは本当にありがたいんですね。しかし、壊れたものを直すという考え方だけでは、とてもお金も足りないし、以前より良かった復興を示すというモデルにもならないのではないかと前回の審議会から凄く思っておりました。

それで趣旨というご確認だったのですが、今思ったのは、オープンガバメントという、もっと知恵と専門技術を、色んな細切れの時間を借りて支援してもらうような仕組みを少し出すこと。例えば前回も今回も思ったのですが、意見書は出ませんで

した、それは確かにオープンでしたねとはなるのですが、家が流出して仮設に住んでいて、そんなオープンガバメントなんて考えるような暇も無いし、でしたら、責任感がある、時間も余裕もある、専門知識もあるという人達が、凄いい計画をちゃんと総合的に出す必要があるのではないかと思うんですね。それで今回も資料を持ってきました、ということですけども。

(議長)

ちょっと待ってください。都市計画審議会は規定に基づいてやっておりますので、その点について事務局何か。いま荒委員が発言された内容について。

都市計画審議会は、規定に基づいてかなり技術的な側面で判断をしてきているということでもありますけども、こういった形で意見が出された時の取り扱いについて何かありますか。

(事務局)

都市担当次長の柳沼でございます。審議会の議案としては会長のところで全て議決されたということでございますので、その他当課なり県に色々話があるとすれば、私ども担当課の方で詳細についてお伺いするというにさせていただきますと思っております。

(議長)

それではこういうことにさせていただきます。審議会は議題に基づいてやっておりますので、まずは都市計画の担当の方にご意見を出してください。そして、担当の方から私の所に取り扱いについて問い合わせをいただき、それにより必要があればこれを議題として挙げることも考えられますので、まずはご意見の趣旨等について担当の方に説明していただいたうえで、今後審議会として取り扱うかどうかということをおの方で判断させていただきますと思います。

もちろんこの場で意見を発言していただくことも可能ですが、やはり我々は議題に基づいて議論するということですので、何を都市計画審議会として審議しなければいけないのかを整理したうえで、必要がある場合にはこの場で諮らせて頂きたいと思っております。

ということで整理させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(事務局)

終始熱心なご協議を頂きましてありがとうございました。只今を持ちまして、第163回福島県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(開催時間 1時間18分)

以上のとおり相違ないことを証します。

7番 加藤 満喜子

19番 山口 乃子
